

## ○亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱

令和3年6月15日

告示第157号

(趣旨)

第1条 市長は、有機農産物の生産及び有機JAS認証の取得に取り組む農業者に対し、認証の取得に係る費用を補助することにより、有機農業を推進し、もって本市の農業振興を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農産物 有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号。以下「有機JAS規格」という。）第3条に規定する有機農産物をいう。
- (2) 有機JAS認証 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関（以下「登録認証機関」という。）が、有機JAS規格に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、その者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。
- (3) 有機JAS講習会 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年農林水産省告示第1830号）の三の2の（1）に規定する認証機関の指定する講習会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内で営農する者で、事業年度内に新規に有機JAS認証を取得し、又は継続して有機JAS認証を取得したもの
- (2) 亀岡市民、市内に事業所を有する団体の構成員である者又は当該団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱による補助金の交付を3回受けた者は、補助

対象者とししない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 新規に有機JAS認証を取得する前に受講した有機JAS講習会の受講料
- (2) 登録認証機関が実施する有機JAS認証審査及び調査に要した費用（振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る費用を除く。）

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に次表に掲げる割合を乗じた額又は10万円のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

過去にこの要綱による補助金の交付を受けた回数	割合
未交付	10分の7
1回	10分の6
2回	10分の5

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を通知された者は、30日以内に亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 申請者が前条の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金取消通知書兼返還請求書（別記第5号様式）により申請者に通知し、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金を返還させるものとする。

（調査等への協力）

第10条 市長は、申請者に対し効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（令和5年告示第57号）

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

亀岡市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付申請書

亀岡市有機 J A S 認証取得支援事業補助金の交付を受けたいので、亀岡市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

補助対象経費

項目	金額（円）
合計	

2 添付書類

- ・登録認証機関の認証（認定）証又は確認証の写し
- ・領収書等の補助対象経費の内容が分かる書類
- ・市税の滞納がないことが分かる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定しましたので、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

請求者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金について、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金の振込先

		銀 行							
		信用金庫		本店・支店					
		農業協同組合							
預金種別	普通 当 座	口座番号							
口座名義人	フリガナ								

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行いました亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金について、亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定を取り消す補助金額 金 円
- 2 取消しの理由
- 3 返還請求額 金 円
- 4 返還期日 年 月 日
- 5 その他